

新旧対照表
(要 綱)

長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱

【変更点は下線部】

新	旧
<p>○長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号。)第4条第1項第10号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会(以下「指定講習会」という。)の指定については、「介護保険法施行規則」(平成11年省令第36号)、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」(平成18年3月厚告第269号)及び「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日老振発第0331011号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(指定の要件) 第2条 (1)(2)以下、省略</p> <p>(3)事業内容に関する要件 ア 講習が、年1回以上、<u>別表1</u>に定める講習課程の内容に従って開催し、受講者が講習課程で知識及び技術の習得がなされていることにつき確認のできるものであること。</p> <p>イ 講師に関しては、次の条件を全て満たしていること。 (ア) <u>別表2</u>「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切な人材が確保されていること (イ) 講習1開催について3名以上の講師で担当すること (ウ) 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること</p>	<p>○長崎県福祉用具専門相談員指定講習会指定事務等実施要綱</p> <p>(目的) 第1条 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号。)第4条第1項第10号の規定による福祉用具専門相談員指定講習会(以下「指定講習会」という。)の指定については、「介護保険法施行規則」(平成11年省令第36号)、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」(平成18年3月厚告第269号)及び「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日老振発第0331011号)及び<u>「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日老振発第0331011号)</u>に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。</p> <p>(指定の要件) 第2条 (1)(2)以下、省略</p> <p>(3)事業内容に関する要件 ア 講習が、年1回以上、<u>別紙1</u>に定める講習課程の内容に従って開催し、受講者が講習課程で知識及び技術の習得がなされていることにつき確認のできるものであること。</p> <p>イ 講師に関しては、次の条件を全て満たしていること。 (ア) <u>別紙1</u>の要件を満たす適切な人材が確保されていること (イ) 講習1開催について3名以上の講師で担当すること (ウ) 演習を担当する講師については、講師1名につき、受講生がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること (エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代</p>

新	旧
<p>(エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること</p> <p>ウ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開すること。</p> <p>(ア) 開講目的 (イ) 講習の名称 (ウ) 事業所の所在地 (エ) 講習日程(期間) (オ) 講習課程 (カ) 講師氏名 <u>(キ) 修了評価の実施方法</u> <u>(ク) 講習修了の確認方法及び欠席した場合の取り扱い</u> <u>(ケ) 年間の開講時期</u> <u>(コ) 受講手続き</u> <u>(サ) 受講料(補講等を含む。)等の受講に際し必要な費用の額</u></p> <p>エ 募集に関する要件 以下、省略</p> <p>オ 修了年限に関する要件 <u>別紙1</u>に定める講習課程については、<u>概ね7日以内</u>で修了することとし、地域の実情等により<u>7日以内</u>で実施できない場合は、2ヶ月以内の範囲内で修了すること</p> <p>カ 受講料の額 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること (指定申請手続等)</p> <p>第3条 (1) 指定の申請 以下、省略</p> <p><添付書類> ①運営規定 ②講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 <u>(別紙2)</u></p>	<p>替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること</p> <p>ウ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規定を定め、公開すること。</p> <p>(ア) 開講目的 (イ) 講習の名称 (ウ) 事業所の所在地 (エ) 講習日程(期間) (オ) 講習課程 (カ) 講師氏名 (キ) 講習修了の確認方法及び欠席した場合の取り扱い (ク) 年間の開講時期 (ケ) 受講手続き (コ) 受講料(補講等を含む。)等の受講に際し必要な費用の額</p> <p>エ 募集に関する要件 以下、省略</p> <p>オ 修了年限に関する要件 <u>別紙2</u>に定める講習課程については、<u>概ね5日程度</u>で修了することとし、地域の実情等により<u>5日程度</u>で実施できない場合は、2ヶ月以内の範囲内で修了すること</p> <p>カ 受講料の額 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること (指定申請手続等)</p> <p>第3条 (1) 指定の申請 以下、省略</p> <p><添付書類> ①運営規定 ②講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別</p>

新	旧
<p>③収支予算書 <u>(別紙3)</u></p> <p>④申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款</p> <p>⑤その他指定に関し必要があると認める事項</p> <p>(ア) 事業計画表及び各講習ごとの<u>講習課程 (別紙1)</u></p> <p>(イ) 各講師の承諾書(講師本人の署名・捺印のあるものに限る) <u>(別紙2)</u></p> <p>(ウ) 事業所(講習を行う教室等)の平面図及び設置者の氏名(法人にあつては名称)並びに利用計画書及び当該事業所の設置者の承諾書</p> <p>(エ) 受講料等の設置方法及び改定方法</p> <p>(オ) 募集案内等受講希望者に提示する書類</p> <p>(2) 事業計画書の提出(指定を受けた事業者が2年目以降、講習会を開催する場合の承認申請)</p> <p>指定講習会を実施する者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する2か月前までに、様式2及びその添付書類を提出すること。</p> <p><添付書類></p> <p>①運営規定</p> <p>②講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別 <u>(別紙2)</u></p> <p>③収支予算書 <u>(別紙3)</u></p> <p>④申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款(指定時から変更があった場合)</p> <p>⑤その他指定に関し必要があると認める事項</p> <p>(ア) 事業計画表及び各講習ごとの<u>講習課程 (別紙1)</u></p> <p>(イ) 各講師の承諾書(講師本人の署名・捺印のあるものに限る) <u>(別紙2)</u></p> <p>(ウ) 事業所(講習を行う教室等)の平面図及び設置者の氏名(法人にあつては名称)並びに利用計画書及び当該事業所の設置者の承諾書</p> <p>(エ) 受講料等の設置方法及び改定方法</p> <p>(オ) 募集案内等受講希望者に提示する書類</p> <p>(3) 変更の届出 以下、省略</p> <p>(実績報告書の提出)</p> <p>第4条 実績報告書の提出</p>	<p>③収支予算書</p> <p>④申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款</p> <p>⑤その他指定に関し必要があると認める事項</p> <p>(ア) 事業計画表及び各講習ごとの<u>時間割表</u></p> <p>(イ) 各講師の承諾書(講師本人の署名・捺印のあるものに限る)</p> <p>(ウ) 事業所(講習を行う教室等)の平面図及び設置者の氏名(法人にあつては名称)並びに利用計画書及び当該事業所の設置者の承諾書</p> <p>(エ) 受講料等の設置方法及び改定方法</p> <p>(オ) 募集案内等受講希望者に提示する書類</p> <p>(2) 事業計画書の提出(指定を受けた事業者が2年目以降、講習会を開催する場合の承認申請)</p> <p>指定講習会を実施する者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する2か月前までに、様式2及びその添付書類を提出すること。</p> <p><添付書類></p> <p>①運営規定</p> <p>②講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別</p> <p>③収支予算書</p> <p>④申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款(指定時から変更があった場合)</p> <p>⑤その他指定に関し必要があると認める事項</p> <p>(ア) 事業計画表及び各講習ごとの<u>時間割表</u></p> <p>(イ) 各講師の承諾書(講師本人の署名・捺印のあるものに限る)</p> <p>(ウ) 事業所(講習を行う教室等)の平面図及び設置者の氏名(法人にあつては名称)並びに利用計画書及び当該事業所の設置者の承諾書</p> <p>(エ) 受講料等の設置方法及び改定方法</p> <p>(オ) 募集案内等受講希望者に提示する書類</p> <p>(3) 変更の届出 以下、省略</p> <p>(実績報告書の提出)</p> <p>第4条 実績報告書の提出</p>

新	旧
<p>講習会を行う者は、毎事業年度終了後2か月以内に、様式7（実績報告書）及び様式8（修了者名簿）に必要書類を添えて、知事へ事業実績報告を行うこと。</p>	<p>講習会を行う者は、毎事業年度終了後2か月以内に、様式7（実績報告書）及び様式8（修了者名簿）に必要書類を添えて、知事へ事業実績報告を行うこと。</p>
<p><添付書類></p>	<p><添付書類></p>
<p>①<u>実施状況（別紙5）</u> ②収支決算書</p>	<p>①<u>講習課程（カリキュラム）</u> ②<u>講習会時間割表</u> ③<u>担当講師一覧</u> ④収支決算書</p>
<p>（修了証書の交付等） 第5条 <u>指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了し、修了時に1時間程度の筆記試験に合格したもので、別表1の到達目標及び指針に従った上で基準を満たしたものを講習修了者と認定し、修了証明書及び修了証明書（携帯用）（別紙4）を交付するものとする。</u></p>	<p>（修了証書の交付等） 第5条 <u>指定講習会を実施する者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、別紙2に定める様式に準じ、修了証書及び携帯修了証明書を交付するものとする。</u></p>
<p>（指定の取消） 第6条 以下、省略</p>	<p>（指定の取消） 第6条 以下、省略</p>
<p><u>（講習と同程度以上の講習と認められる課程）</u></p>	<p><u>（福祉用具専門員の範囲）</u></p>
<p>第8条 「<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第194条に規定する講習会を指定する省令</u>」（平成14年厚生労働省令第121号）により厚生労働大臣の指定を受けていた講習会が行った講習は、知事が指定する講習と同等以上の講習と認める。</p>	<p>第8条 知事が指定する指定講習会の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者のほか、以下のものを福祉用具専門相談員とする。</p>
	<p>ア 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士の資格を有する者</p>
	<p>イ <u>指定講習会と同等以上の講習と認められる以下の課程修了者</u></p>
	<p>(ア) <u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程、1級課程又は2級課程（介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護員養成研修の1級又は2級課程修了者（みなし修了者含む））</u></p>
	<p>(イ) <u>施行の際現に厚生労働大臣の指定を受けていた講習会が行った講習修了者</u></p>
	<p>(ウ) <u>その他の知事がカリキュラムの内容から判断し、同程度以上と認める</u></p>

新	旧
<p>(雑則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附 則) 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。 1 この要綱は、平成27年3月23日から施行し、平成27年4月1日以降に開始する講習について適用する。なお、平成27年4月1日より前に開始された講習の取扱いについては、従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">講習修了者</p> <p>(雑則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。</p> <p>(附 則) 1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。 1 この要綱は、平成24年4月2日から施行する。</p>